

件名	愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>国の「地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領」の改正により、一年に限り、事業実施期限の延長が可能となったため、愛媛県地域自殺対策緊急強化基金により行う事業の実施期限を1年延長する。</p> <p>(現行)平成24年3月31日 (改正)平成25年3月31日</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>基金条例の失効</p> <p>平成25年3月31日限りで失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年12月31日までの間で精算が完了するまで効力を有する。</p>	